R8．１０．１適用

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－1～1－1－9［略］ 1―1－10 主任技術者及び監理技術者 1 主任技術者及び監理技術者の配置 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。 2 主任技術者及び監理技術者の設置の運用 受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。 1－1－11～1－1－19［略］ 1－1－20 工事の一時中止 1 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、１－１－58 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （１）契約書第 16 条に規定する工事用地が確保されない場合 （２）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合 （３）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 （４）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合 （５）災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合 （６）第三者、受注者、使用人及び監督員等の安全のため必要があると認めた場合 2～3［略］ 1－1－21～1－1－24［略］ 1－1－25 建設副産物 1～2［略］ 3 法令順守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成５年１月 26 日付け経第 76 号農林水産省大臣官房経理課長通知）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成３年 12 月６日付け３地第 944 号農林水産省大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成 18 年６月 12 日付け国官技第 46 号国土交通省事務次官通知）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－1～1－1－9［略］ ［新設］ <

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
４～10　［略］	４～10　［略］
11　コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）	11　建設副産物情報交換システム（COBRIS）
受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設工合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設工合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。
12　コブリス・プラス（建設発生土情報交換システム） 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員等が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督員等と協議するものとする。	［新設］
1－1－26　特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置	1－1－25　特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置
1　［略］	1　［略］
2　受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18　条第１項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督員等に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章１－１－25　建設副産物第6項に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 （１）再資源化等が完了した年月日 （２）再資源化等をした施設の名称及び所在地 （３）再資源化等に要した費用	2　受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18　条第１項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督員等に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章１－１－23　建設副産物第6項に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 （１）再資源化等が完了した年月日 （２）再資源化等をした施設の名称及び所在地 （３）再資源化等に要した費用
1－1－27　工事材料の品質	1－1－26　工事材料の品質
1　［略］	1　［略］
2　受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員等から請求があった場合、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員等へ提出しなければならない。	2　受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員等から請求があった場合、速やかに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。 また、設計図書において事前に監督員等の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督員等に提出して承諾を得るものとする。
1－1－28～1－1－29　［略］	1－1－27～1－1－28　［略］
1－1－30　工事しゅん工書類の納品	1－1－29　工事しゅん工書類の納品
受注者は、工事しゅん工書類として以下の書類を提出しなければならない。また、具体的な書類内容及び簡素化できるものは別途定めるものとする。	受注者は、工事しゅん工書類として以下の書類を提出しなければならない。また、具体的な書類内容及び簡素化できるものは別途定めるものとする。
契約関係（コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む）	契約関係（コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む）
施工計画（建設副産物関係等含む）	施工計画（建設副産物関係等含む）
施工管理（施工打合せ簿（施工協議書）、工事写真含む）	施工管理（施工打合せ簿（施工協議書）、工事写真含む）
出来形管理（(予想出来形、100%出来形）展開図、工事写真等含む）	出来形管理（(予想出来形、100%出来形）展開図、工事写真等含む）
品質管理	品質管理
その他 ※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について	その他 ※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（Ｒ８．１０．１適用）	改正前（Ｒ７．10．１適用）
の実施状況を提出することができる（１－１－54参照）	の実施状況を提出することができる（1-1-51参照）
1－1－31　工事しゅん工検査	1－1－30　工事しゅん工検査
1～6［略］	1～6［略］
7　適用規程	7　適用規程
受注者は、当該工事しゅん工検査については、本編「１－１－28監督員等による確認及び立会等」第３項の規定を準用する。	受注者は、当該工事しゅん工検査については、本編「1-1-26監督員等による確認及び立会等」第３項の規定を準用する。
1－1－32　既済部分検査	1－1－31　既済部分検査
1～4［略］	1～4［略］
5　適用規程	5　適用規程
受注者は、当該既済部分検査については本編「１－１－28監督員等による確認及び立会等」第3項の規定を準用する。	受注者は、当該既済部分検査については本編「1-1-26監督員等による確認及び立会等」第3項の規定を準用する。
6～7［略］	6～7［略］
8　製作工場における検査	8　製作工場における検査
受注者は、製作工場における検査に当たり本編「１－１－28監督員等による確認及び立会等」第3項の規程を準用する。	受注者は、製作工場における検査に当たり本編「1-1-26監督員等による確認及び立会等」第3項の規程を準用する。
1－1－33　建設工事指導監査	1－1－32　建設工事指導監査
1～2［略］	1～2［略］
3　適用規程	3　適用規程
受注者は、当該指導監査について、本編「１－１－28 監督員等による確認及び立会等」第３項の規定を準用する。	受注者は、当該指導監査について、本編「１－１－26 監督員等による確認及び立会等」第３項の規定を準用する。
1－1－34　建設工事抜き打ち検査	1－1－33　建設工事抜き打ち検査
1［略］	1［略］
2　適用規程	2　適用規程
受注者は、当該検査については、本編「１－１－28 監督員等による確認及び立会等」第３項の規定を準用する。	受注者は、当該検査については、本編「１－１－26 監督員等による確認及び立会等」第３項の規定を準用する。
1－1－35　施工管理	1－1－34　施工管理
1～2　［略］	1～2　［略］
3　標示板の設置	3　標示板の設置
受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員等の承諾を得て省略することができる。	受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員等の承諾を得て省略することができる。
なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図１－１－１参考とする。	なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図１－１－１参考とする。
また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改定について」（平成18年3月31日国道利37号、国道国防第205号）、［削除］、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」（令和3年5月27日　国水環第26号、国水治第22号、国水保第8号、国水海第10号）によるものとする。	また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け　道発372号　道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け　国道37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け　国道利38号・国道国防第206号道路局路政課長、国道・防災課長通達）、

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
 図１－１－１　標示板の例 4～12　［略］ 1－1－36～1－1－37［略］ 1－1－38　週休2日の対応 受注者は、週休２日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。 なお、週休２日は、土日を休日とする週休２日工事の実施に取り組むなど、週休２日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。 1－1－39～1－1－40［略］ 1－1－41　工事中の安全確保 1　安全指針等の遵守 受注者は、最新の「土木工事等施工技術安全指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針の一部改定について」（平成17年3月31日国官技第303号、国総施第190号）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2［略］ 3　建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年２月１日付５地第72号農林水産省大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 4～14［略］	河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和３年５月27日付け　国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号　水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。  図１－１－１　標示板の例 4～12　［略］ 1－1－35～1－1－36［略］ 1－1－37　週休2日の対応 受注者は、週休２日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。 なお、週休２日は、１週間に２日以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。 1－1－38～1－1－39［略］ 1－1－40　工事中の安全確保 1　安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2［略］ 3　建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年２月１日付５地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 4～14［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
15　安全衛生協議会の設置 監督員等が、労働安全衛生法（令和７年５月改正　法律第33号）第30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 16　安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和７年５月改正 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関　係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 １－１－42～１－１－44［略］ １－１－45　環境対策 １　環境保全 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 ２～４［略］ ５　排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和４年６月改正法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成23年7月13日国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。 受注者はトンネル坑内作業において表1-1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和３年２月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改定について（平成22年3月18日国総施環第291号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日国総環第６号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開	15　安全衛生協議会の設置 監督員等が、労働安全衛生法（令和元年６月改正　法律第78号）第30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 16　安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年６月改正 法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関　係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 １－１－41～１－１－43［略］ １－１－44　環境対策 １　環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 ２～４［略］ ５　排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年６月改正法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成23年7月13日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成24年3月23日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。 受注者はトンネル坑内作業において表1-1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和３年２月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成28年8月30日付国総環第６号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

６　［略］

７　低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う「騒音振動対策技術指針について」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成 13 年 4 月 9 日国土交通省告示第 487 号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

表 1-1-2 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

一般工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを登載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1-1-3 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準(2011年基準)を定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

改正前（R７．10．１適用）

発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

６　［略］

７　低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

表 1-1-2 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

一般工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを登載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1-1-3 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準(2011年基準)を定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

1－1－46［略］

1－1－47　交通安全管理

1～3［略］

4　交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和６年６月内閣府・国土交通省令第１号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日建設省道路局長通知）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」平成18年3月31日国道利37号、国道国防第205　号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日国道利38号、国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月　国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じなければならない。

5～11［略］

11　通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和３年７月20日改正政令第198号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47　条の２に基づく通行許可、または道路法第47　条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和７年６月改正政令第222号）第22　条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和６年５月改正法律第34号）第57　条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表　1-1-4　車両の一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長　さ	12.0m
高　さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量　総重量	20.0ｔ（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、　長さに応じ最大25.0ｔ）
軸重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5　ｔ以下の場合は19ｔ）、1.8m以上の場合は20ｔ
輪荷重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－48［略］

改正前（R７．10．１適用）

1－1－45［略］

1－1－46　交通安全管理

1～3［略］

4　交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和５年３月改正内閣府・国土交通省令第１号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205　号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

5～11［略］

11　通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和３年７月20日改正政令第198号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47　条の２に基づく通行許可、または道路法第47　条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和５年３月改正政令第54号）第22　条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和５年３月改正法律第19号）第57　条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表　1-1-4　車両の一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長　さ	12.0m
高　さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量　総重量	20.0ｔ（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、　長さに応じ最大25.0ｔ）
軸重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5　ｔ以下の場合は19ｔ）、1.8m以上の場合は20ｔ
輪荷重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－47［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
１－１－49　諸法令の遵守	１－１－48　諸法令の遵守
１　諸法令の遵守	１　諸法令の遵守
受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。
（１）地方自治法　（平成28年12月改正法律第101号）	（１）地方自治法　（平成28年12月改正法律第101号）
（２）建設業法　（令和４年６月改正法律第68号）	（２）建設業法　（令和３年５月改正法律第48号）
（３）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律　（令和７年５月改正法律第41号）	（３）下請代金支払遅延等防止法　（平成21年６月改正法律第51号）
（４）労働基準法　（令和６年５月改正法律第42号）	（４）労働基準法　（令和２年３月改正法律第14号）
（５）労働安全衛生法　（令和７年５月改正法律第33号）	（５）労働安全衛生法　（令和元年６月改正法律第37号）
（６）作業環境測定法　（令和７年５月改正法律第33号）	（６）作業環境測定法　（令和元年６月改正法律第41号）
（７）じん肺法　（平成30年７月改正法律第71号）	（７）じん肺法　（平成30年７月改正法律第71号）
（８）雇用保険法　（令和６年６月改正法律第47号）	（８）雇用保険法　（令和４年３月改正法律第12号）
（９）労働者災害補償保険法　（令和４年６月改正法律第68号）	（９）労働者災害補償保険法　（令和２年６月改正法律第40号）
（10）健康保険法　（令和７年６月改正法律第74号）	（10）健康保険法　（令和５年５月改正法律第31号）
（11）中小企業退職金共済法　（令和４年６月改正法律第68号）	（11）中小企業退職金共済法　（令和２年６月改正法律第40号）
（12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（令和６年５月改正法律第26号）	（12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（令和４年３月改正法律第12号）
（13）出入国管理及び難民認定法　（令和７年６月改正法律第75号）	（13）出入国管理及び難民認定法　（令和４年12月改正法律第97号）
（14）道路法　（令和７年４月改正法律第22号）	（14）道路法　（令和３年３月改正法律第９号）
（15）道路交通法　（令和６年５月改正法律第34号）	（15）道路交通法　（令和５年５月改正法律第19号）
（16）道路運送法　（令和６年５月改正法律第23号）	（16）道路運送法　（令和５年６月改正法律第36号）
（17）道路運送車両法　（令和５年６月改正法律第63号）	（17）道路運送車両法　（令和４年４月改正法律第18号）
（18）砂防法　（令和４年６月改正法律第68号）	（18）砂防法　（平成25年11月改正法律第76号）
（19）地すべり等防止法　（令和５年５月改正法律第34号）	（19）地すべり等防止法　（平成29年６月改正法律第45号）
（20）河川法　（令和５年５月改正法律第34号）	（20）河川法　（令和３年５月改正法律第31号）
（21）下水道法　（令和４年６月改正法律第68号）	（21）下水道法　（令和４年５月改正法律第44号）
（22）航空法　（令和７年６月改正法律第55号）	（22）航空法　（令和４年６月改正法律第62号）
（23）公有水面埋立法　（令和４年６月改正法律第68号）	（23）公有水面埋立法　（平成26年６月改正法律第51号）
（24）軌道法　（令和２年６月改正法律第41号）	（24）軌道法　（令和２年６月改正法律第41号）
（25）森林法　（令和７年５月改正法律第48号）	（25）森林法　（令和２年６月改正法律第41号）
（26）環境基本法　（令和３年５月改正法律第36号）	（26）環境基本法　（令和３年５月改正法律第36号）
（27）火薬類取締法　（令和４年６月改正法律第68号）	（27）火薬類取締法　（令和元年６月改正法律第37号）
（28）大気汚染防止法　（令和４年６月改正法律第68号）	（28）大気汚染防止法　（令和２年６月改正法律第39号）
（29）騒音規制法　（令和４年６月改正法律第68号）	（29）騒音規制法　（平成26年６月改正法律第72号）
（30）水質汚濁防止法　（令和４年６月改正法律第68号）	（30）水質汚濁防止法　（平成29年６月改正法律第45号）
（31）湖沼水質保全特別措置法　（令和４年６月改正法律第68号）	（31）湖沼水質保全特別措置法　（平成26年６月改正法律第47号）
（32）振動規制法　（令和４年６月改正法律第68号）	（32）振動規制法　（平成26年６月改正法律第72号）
（33）廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（令和４年６月改正法律第68号）	（33）廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（令和元年６月改正法律第37号）

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和７年６月改正法律第52号）	(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和４年６月改正法律第74号）
(35) 文化財保護法（令和４年６月改正法律第68号）	(35) 文化財保護法（令和３年５月改正法律第22号）
(36) 砂利採取法（令和５年６月改正法律第63号）	(36) 砂利採取法（平成27年６月改正法律第50号）
(37) 電気事業法（令和５年６月改正法律第44号）	(37) 電気事業法（令和５年６月改正法律第44号）
(38) 消防法（令和５年６月改正法律第18号）	(38) 消防法（令和５年６月改正法律第18号）
(39) 測量法（令和６年６月改正法律第54号）	(39) 測量法（令和元年６月改正法律第37号）
(40) 建築基準法（令和７年５月改正法律第18号）	(40) 建築基準法（令和５年５月改正法律第18号）
(41) 都市公園法（令和６年５月改正法律第40号）	(41) 都市公園法（平成29年５月改正法律第26号）
(42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和４年６月改正法律第68号）	(42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和４年５月改正法律第46号）
(43) 土壌汚染対策法（令和４年６月改正法律第68号）	(43) 土壌汚染対策法（平成29年６月改正法律第45号）
(44) 駐車場法（平成29年５月改正法律第26号）	(44) 駐車場法（平成29年５月改正法律第26号）
(45) 自然環境保全法（令和４年６月改正法律第68号）	(45) 自然環境保全法（平成31年４月改正法律第20号）
(46) 自然公園法（令和４年６月改正法律第68号）	(46) 自然公園法（令和３年５月改正法律第29号）
(47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和６年12月改正法律第49号）	(47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和３年５月改正法律第37号）
(48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年９月改正法律第66号）	(48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年９月改正法律第66号）
(49) 河川法施行法（平成11年12月改正法律第160号）	(49) 河川法施行法（平成11年12月改正法律第160号）
(50) 技術士法（令和４年６月改正法律第68号）	(50) 技術士法（令和元年６月改正法律第37号）
(51) 漁業法（令和３年５月改正法律第47号）	(51) 漁業法（令和３年５月改正法律第47号）
(52) 空港法（令和４年６月改正法律第68号）	(52) 空港法（令和元年６月改正法律第37号）
(53) 計量法（令和４年６月改正法律第68号）	(53) 計量法（平成26年６月改正法律第69号）
(54) 厚生年金保険法（令和６年６月改正法律第47号）	(54) 厚生年金保険法（令和３年６月改正法律第66号）
(55) 最低賃金法（令和４年６月改正法律第68号）	(55) 最低賃金法（平成24年４月改正法律第27号）
(56) 職業安定法（令和６年６月改正法律第50号）	(56) 職業安定法（令和５年６月改正法律第44号）
(57) 所得税法（令和７年６月改正法律第74号）	(57) 所得税法（令和３年５月改正法律第37号）
(58) 水産資源保護法（令和４年６月改正法律第68号）	(58) 水産資源保護法（平成30年12月改正法律第95号）
(59) 著作権法（令和７年４月改正法律第27号）	(59) 著作権法（令和３年６月改正法律第52号）
(60) 電波法（令和７年４月改正法律第27号）	(60) 電波法（令和４年12月改正法律第93号）
(61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和４年６月改正法律第68号）	(61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和４年４月改正法律第32号）
(62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和６年６月改正法律第47号）	(62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和４年４月改正法律第12号）
(63) 農薬取締法（令和５年５月改正法律第36号）	(63) 農薬取締法（令和５年５月改正法律第36号）
(64) 毒物及び劇物取締法（令和５年３月改正法律第36号）	(64) 毒物及び劇物取締法（令和５年３月改正法律第36号）
(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和４年６月改正法律第68号）	(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年５月法律第41号）
(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和６年６月改正法律第54号）	(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年６月改正法律第35号）
(67) 警備業法（令和５年６月改正法律第63号）	(67) 警備業法（令和元年６月改正法律第37号）
(68) 個人情報の保護に関する法律（令和６年６月改正法律第46号）	(68) 個人情報の保護に関する法律（令和５年６月改正法律第79号）

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
（69）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和６年６月改正法律第53号） （70）肥料取締法　（令和２年８月改正法律第235号） 2～3［略］ 1－1－50～1－1－55［略］ 1－1－56　特許権等 1～2［略］ ３　著作権法に規定される著作物 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（令和７年４月改正法第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 1－1－57～1－1－59［略］ 1－1－60　公共工事における新技術活用の促進 受注者は、新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員等に報告するものとする。 1－1－61～1－1－62［略］ 1－1－63　ウィークリースタンス 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	（69）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和５年６月改正法律第58号） （70）肥料取締法　（令和２年８月改正法律第235号） 2～3［略］ 1－1－49～1－1－54［略］ 1－1－55　特許権等 1～2［略］ ３　著作権法に規定される著作物 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（令和３年６月改正法律第52号第２条第１項第１号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 1－1－56～1－1－58［略］ 1－1－59　公共工事における新技術活用の促進 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員等に報告するものとする。 1－1－60～1－1－61［略］ ［新設］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

第2章 材料

第1節 一般事項

2－1－1［略］

2－1－2 材料の見本・品質証明資料等の提出

受注者は、設計図書及び監督員等が指示する工事材料について、事前に見本又は品質証明資料等を提出し、監督員等の承諾を得るものとする。

なお、JIS 規格品のうちJIS マーク表示が認証されJIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を監督員が確認する場合において見本又は品質証明資料等の提出は省略できる。

2－1－3～2－1－4［略］

第2節～第3節 ［略］

第4節 石材及び骨材

2－4－1～2－4－10［略］

2－4－11 アスファルト舗装用骨材等

1～3［略］

4 再生砕石

再生砕石の粒度は、表2-4-2 の規格に適合したものとする。

表 2-4-2 再生砕石の粒度 ［略］

注）再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。

5 再生粒度調整砕石

再生粒度調整砕石の粒度は、表2-4-3 の規格に適合したものとする。

表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度 ［略］

注） 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。

6 鋼製スラグ ［略］

7 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（(公社)日本道路協会）によるものとし、表2-4-4 若しくは表2-4-5 のいずれか一方の規格に適合したものとする。

表 2-4-4 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 ［略］

表 2-4-5 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

項　目 ／ 名　称	旧アスファルト含有量（%）	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数〈25℃〉MPa /mm	骨材の微粒分量試験で 75μm を通過する量（%）
規格値	3.8 以上	20 以上	5 以下

改正前（R７．10．１適用）

第2章 材料

第1節 一般事項

2－1－1［略］

2－1－2 材料の見本・品質証明資料等の提出

受注者は、設計図書及び監督員等が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、監督員等の承諾を得るものとする。

［新設］

2－1－3～2－1－4［略］

第2節～第3節 ［略］

第4節 石材及び骨材

2－4－1～2－4－10［略］

2－4－11 アスファルト舗装用骨材等

1～3［略］

4 再生砕石

再生砕石の粒度は、表2-4-2 の規格に適合したものとする。

表 2-4-2 再生砕石の粒度 ［略］

注）再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

5 再生粒度調整砕石

再生粒度調整砕石の粒度は、表2-4-3 の規格に適合したものとする。

表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度 ［略］

注） 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

6 鋼製スラグ ［略］

7 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（(公社)日本道路協会）によるものとし、表2-4-4［新設］の規格に適合したものとする。

表 2-4-4 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 ［略］

［新設］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７.10.１適用）
注１）アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 注２）アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる 13～0㎜ の粒度に適用する。なお、13㎜ 以下が 2 種類に分級されている場合には､それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0㎜ 相当分を求めてもよい。 注３）旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 注４）アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～５㎜ と５～０㎜ に分級し、これらを質量比１：１に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。 作製した供試体の厚さは 50.0 ±1.0㎜ とし、供試体が所定の空隙率(ノギスを用いる場合は 9%、水中の見掛け質量を用いる場合は７%)を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。 注５）骨材の微粒分量は「JIS A1103 ： 2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 注６）アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材と調整して使用することが望ましい。 8～9 ［略］ 10 安定材 （１）瀝青材料 瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む。）の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びＪＩＳ Ｋ 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものとする。 （２）～（３） ［略］ 第5節 鋼 材 2－5－1［略］ 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～2［略］ 3 鋼管 (1)～(10)［略］ (11)ＷＳＰ Ａ－101（農業用プラスチック被覆鋼管）　記号 ＳＴＷ 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (1)～(14)［略］ (15)JDPA G 1053(ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW 5［略］ 2－5－3～2－5－7［略］	8～9［略］ 10 安定材 （１）瀝青材料 瀝青安定処理に使用する瀝青材料［新設］の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びＪＩＳ Ｋ 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものとする。 （２）～（３） ［略］ 第5節 鋼 材 2－5－1［略］ 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～2［略］ 3 鋼管 (1)～(10)［略］ (11)ＷＳＰ Ａ－101－2009（農業用プラスチック被覆鋼管）　記号 ＳＴＷ 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (1)～(14)［略］ (15)JDPA G 1053-2020(ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW 5［略］ 2－5－3～2－5－7［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
第6節～第11節［略］	第6節～第11節［略］
第12節　塗料	第12節　塗料
2－12－1～2－12－3	2－12－1～2－12－3
2－12－4　ダクタイル鋳鉄管塗装	2－12－4　ダクタイル鋳鉄管塗装
ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。	ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。
1　直管部	1　直管部
内　　面　ＪＩＳ Ａ 5314 （ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）	内　　面　ＪＩＳ Ａ 5314 （ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）
ＪＩＳ Ｇ 5528 （エポキシ樹脂粉体塗料）	［新設］
ＪＤＰＡ Ｇ 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）	
ＪＤＰＡ Ｇ 1053（ＡＬＷ形ダクタイル鋳鉄管）	
外　　面　ＪＷＷＡ Ｋ 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）	外　　面　ＪＷＷＡ Ｋ 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）
ＪＤＰＡ Ｚ 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）	ＪＤＰＡ Ｚ 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）
ＪＷＷＡ Ｇ 113（水道用ダクタイル鋳鉄管）	ＪＷＷＡ Ｇ 113（水道用ダクタイル鋳鉄管）
2　異形管部	2　異形管部
内　　面　ＪＷＷＡ Ｋ 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）	内　　面　ＪＷＷＡ Ｋ 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）
ＪＤＰＡ Ｚ 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）	ＪＤＰＡ Ｚ 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）
ＪＷＷＡ Ｇ 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）	ＪＷＷＡ Ｇ 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）
ＪＩＳ Ｇ 5528（エポキシ樹脂粉体塗料）	ＪＩＳ Ｇ 5528（エポキシ樹脂粉体塗料）
ＪＷＷＡ Ｋ 135（液状エポキシ樹脂塗料）	ＪＷＷＡ Ｋ 135（液状エポキシ樹脂塗料）
ＪＷＷＡ Ｋ 157（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）	ＪＷＷＡ Ｋ 137（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）
外　　面　ＪＷＷＡ Ｋ 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）	外　　面　ＪＷＷＡ Ｋ 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）
ＪＤＰＡ Ｚ 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）	ＪＤＰＡ Ｚ 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）
ＪＷＷＡ Ｇ 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）	ＪＷＷＡ Ｇ 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）
3　継手部	3　継手部
ＪＷＷＡ Ｋ 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）	ＪＷＷＡ Ｋ 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）
ＪＤＰＡ Ｚ 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）	ＪＤＰＡ Ｚ 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）
ＪＷＷＡ Ｇ 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）	ＪＷＷＡ Ｇ 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）
ＪＩＳ Ｇ 5528（エポキシ樹脂粉体塗料）	ＪＩＳ Ｇ 5528（エポキシ樹脂粉体塗料）
ＪＷＷＡ Ｋ 135（液状エポキシ樹脂塗料）	ＪＷＷＡ Ｋ 135（液状エポキシ樹脂塗料）
ＪＷＷＡ Ｋ 157（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）	ＪＷＷＡ Ｋ 137（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
第3章 施工共通事項	第3章 施工共通事項
第1節 ［略］	第1節 ［略］
第2節 一般事項	第2節 一般事項
3－2－1 適用すべき諸基準	3－2－1 適用すべき諸基準
受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員等に確認を求めなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員等に確認を求めなければならない。
（１）～（５） ［略］	（１）～（５） ［略］
（６）道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編） （公社）日本道路協会	（６）道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） （公社）日本道路協会
（７）道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編） （公社）日本道路協会	［新設］
（８）道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編） （公社）日本道路協会	（７）道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編） （公社）日本道路協会
（９）道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編） （公社）日本道路協会	［新設］
（10）～（52） ［略］	（８）～（50） ［略］
第3節 土工	第3節 土工
3－3－1～3－3－7［略］	3－3－1～3－3－7［略］
3－3－8 作業残土処理工	3－3－8 作業残土処理工
1 受注者は、建設発生土について、第１編１－１－25建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1 受注者は、建設発生土について、第１編１－１－24建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。
2～4 ［略］	2～4 ［略］
第4節～第7節	第4節～第7節
第8節 型枠及び支保	第8節 型枠及び支保
3－8－1～3－8－2［略］	3－8－1～3－8－2［略］
3－8－3 支保	3－8－3 支保
1 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。 また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。	1 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。 また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。
2～3 ［略］	2～3 ［略］
第9節～第13節 ［略］	第9節～第13節 ［略］
第14節 防食対策工	第14節 防食対策工
3－14－1［略］	3－14－1［略］
3－14－2 防食対策工	3－14－2 防食対策工
1～3 ［略］	1～3 ［略］
4 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は配管延長 10m以内の短い方、ダクタイル鋳鉄管は１本目までをポリエチレンスリーブで被覆保護しなければならない。 なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、ＪＷＷＡ Ｋ １５８、（一社）日本ダクタイル鉄管協会より発行されて	4 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は配管延長 10m以内の短い方、ダクタイル鋳鉄管は１本目までをポリエチレンスリーブで被覆保護しなければならない。 なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、ＪＷＷＡ Ｋ １５８、（一社）日本ダクタイル鋳鉄管協会より発行され

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
いる技術資料に準じるものとする。 5～6 ［略］ 第15節～第18節 ［略］ 第19節 構造物撤去工 3－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第１編１－１－25 建設副産物の規定によるものとする。 3－19－2～3－19－4［略］ 3－19－5 運搬処理工 1 ［略］ 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第１編１－１－25建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督員等と協議しなければならない。 第20節 仮設工 3－20－1～3－20－4 ［略］ 3－20－5 仮設土留、仮締切工 1～21 ［略］ 22 たて込み簡易土留の施工 （1）受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、次の規則等を遵守しなければならない。 ア クレーン等安全規則 74 条の2 イ 労働安全衛生規則第164 条2項3項 ウ 安衛則等の一部を改正する省令の施行について（平成4年8月24 日付け基発第 480 号労働省労働基準局長通達） エ 車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げの作業時等における安全の確保について（平成4年10 月1日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成15 年12 月17 日付け基発第1217001 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達） オ 土止め先行工法に関するガイドライン（平成15 年12 月17 日付け基発第1217001 号厚生労働省労働基準局長通達） （2）～（14）［略］ 23～26 ［略］ 3－20－6～3－20－11 ［略］ 第21節 ［略］	ている技術資料に準じるものとする。 5～6 ［略］ 第15節～第18節 ［略］ 第19節 構造物撤去工 3－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第１編１－１－24 建設副産物の規定によるものとする。 3－19－2～3－19－4［略］ 3－19－5 運搬処理工 1 ［略］ 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第１編１－１－24建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督員等と協議しなければならない。 第20節 仮設工 3－20－1～3－20－4 ［略］ 3－20－5 仮設土留、仮締切工 1～21 ［略］ 22 たて込み簡易土留の施工 （１）受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、クレーン等安全規則 74 条の２及び労働安全衛生規則第 164 条２項及び３項並びに平成４年８月２４日付け基発第 480 号、平成４年 10 月１日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵守する。 （2）～（14）［略］ 23～26 ［略］ 3－20－6～3－20－11 ［略］ 第21節 ［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

第2編 工事別編
第1章 ［略］
第2章 農用地造成工事
第1節～第7節 ［略］
第8節 ほ場内沈砂池工
2－8－1 一ほ場内沈砂池工
1～4 ［略］
5 受注者は、施工上やむほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第１編１－１－25 建設副産物の規定によるものとする。
第9節 ［略］
第3章 舗装工事、道路改良工事
第1節～第13節 ［略］
第14節 付帯施設工
3－14－1～3－14－2 ［略］
3－14－3 標識工
1 ［略］
2 材料
（1）標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。
ア～エ ［略］

表 3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	12′（0.2°）	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20′（0.33°）	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
カプセルレンズ型	12′（0.2°）	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
		40°	110	70	16	8.0	16

改正前（R７．10．１適用）

第2編 工事別編
第1章 ［略］
第2章 農用地造成工事
第1節～第7節 ［略］
第8節 ほ場内沈砂池工
2－8－1 一ほ場内沈砂池工
1～4 ［略］
5 受注者は、施工上やむほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第１編１－１－24 建設副産物の規定によるものとする。
第9節 ［略］
第3章 舗装工事、道路改良工事
第1節～第13節 ［略］
第14節 付帯施設工
3－14－1～3－14－2 ［略］
3－14－3 標識工
1 ［略］
2 材料
（1）標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。
ア～エ ［略］

表 3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	12′（0.2°）	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20′（0.33°）	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
カプセルレンズ型	12′（0.2°）	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
		40°	110	70	16	8.0	16

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）								改正前（R７．10．１適用）									
		20´ (0.33°)	5°	180	122	25	14	21			20´ (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
			30°	100	67	14	8.0	12				30°	100	67	14	8.0	12
			40°	95	64	13	7.0	11				40°	95	64	13	7.0	11
		2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6			2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6
			30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3				30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2				40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
	削る	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］		(旧)広角プリズム型	12´ (0.2°)	5°	430	350	70	30	45
			［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］				30°	235	190	45	16	23
		［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］			20´ (0.33°)	5°	300	250	45	20	33
			［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］				30°	150	130	20	10	18
		［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］			30´ (0.5°)	5°	250	200	40	18	25
			［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］				30°	170	140	20	12	19
		［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］			1.0°	5°	80	65	12	4.0	9.0
			［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	［削る］				30°	50	40	8.0	2.5	5.0
	封水プリズム型	12´ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0		封水プリズム型	12´ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
			30°	30	22	6.0	1.7	3.5				30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		20´ (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0			20´ (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
			30°	24	16	4.0	1.0	3.0				30°	24	16	4.0	1.0	3.0
		30´ (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5			30´ (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5
			30°	15	13	4.0	1.0	2.2				30°	15	13	4.0	1.0	2.2
		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0			1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
			30°	12	10	3.0	0.8	1.8				30°	12	10	3.0	0.8	1.8
	カプセルプリズム型	12´ (0.2°)	5°	250	170	45	20	45		カプセルプリズム型	12´ (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
			30°	150	100	25	11	25				30°	150	100	25	11	25
		20´ (0.33°)	5°	180	122	25	14	21			20´ (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
			30°	100	67	14	7.0	11				30°	100	67	14	7.0	11
		30´	5°	150	110	25	13	21			30´	5°	150	110	25	13	21

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

	（0.5°）	30°	72	54	13	6.0	10
	1.0	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8
広角プリズム型	12′（0.2°）	5°	570	380	75	50	70
		30°	235	190	45	16	25
	20′（0.33°）	5°	400	280	54	30	50
		30°	170	140	20	12	19
	30′（0.5°）	5°	300	230	45	30	45
		30°	170	140	20	12	19
	1.0°	5°	120	70	14	5.0	10
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0

注）試験及び測定方法は、ＪＩＳ　Ｚ　9117（再帰性反射材）による。

（2）～(3）［略］

３［略］

３－14－4～3－14－７［略］

第4章 ［略］

第5章　水路工事

第1節［略］

第2節　一般事項

５－２－１［略］

５－２－２　一般事項

１　［略］

２　受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を点検するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督員等に連絡しなければならない。

３～４　［略］

５　輸送工

受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。

第3節～第10節 ［略］

第11節　擁壁工

５－11－１［略］

５－11－２　現場打ち擁壁工

１～６　［略］

改正前（R７．10．１適用）

	（0.5°）	30°	72	54	13	6.0	10
	1.0	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8
広角プリズム型	12′（0.2°）	5°	570	380	75	50	70
		30°	235	190	45	16	25
	20′（0.33°）	5°	400	280	54	30	50
		30°	170	140	20	12	19
	30′（0.5°）	5°	300	230	45	30	45
		30°	170	140	20	12	19
	1.0°	5°	120	70	14	5.0	10
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0

注）試験及び測定方法は、ＪＩＳ　Ｚ　9117（再帰性反射材）による。

（2）～(3）［略］

３［略］

３－14－4～3－14－７［略］

第4章 ［略］

第5章　水路工事

第1節［略］

第2節　一般事項

５－２－１［略］

５－２－２　一般事項

１　［略］

２　受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督員等に報告しなければならない。

３～４　［略］

５　輸送工

受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員等に提出しなければならない。

第3節～第10節 ［略］

第11節　擁壁工

５－11－１［略］

５－11－２　現場打ち擁壁工

１～６　［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
7　受注者は、現場打擁壁に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。	7　受注者は、現場打擁壁に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督員等の承諾を得るものとする。
8　［略］	8　［略］
9　受注者は、裏込石の施工に当たり、砕石、割ぐり石又はクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。	9　受注者は、裏込石の施工に当たり、砕石、割ぐりを敷均し、締固めを行わなければならない。
5－11－3 プレキャスト擁壁工	5－11－3 プレキャスト擁壁工
プレキャスト擁壁工の施工については、第２編３－６－５プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。	1　受注者は、プレキャストＬ型擁壁、プレキャスト逆Ｔ型擁壁の施工に当たり、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 2　受注者は、プレキャストＬ型擁壁、プレキャスト逆Ｔ型擁壁の目地施工に当たり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。
5－11－4～5－11－5［略］	5－11－4～5－11－5［略］
第12節～第15節 ［略］	第12節～第15節 ［略］
第6章　排水路工事、河川工事	第6章　排水路工事、河川工事
第1節～第3節［略］	第1節～第3節［略］
第4節 構造物撤去工	第4節 構造物撤去工
6－4－1	6－4－1
1　［略］	1　［略］
2　受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、 第１編１－１－25 建設副産物の規定によらなければならない。	2　受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、 第１編１－１－24 建設副産物の規定によらなければならない。
6－4－2［略］	6－4－2［略］
第5節～第15節［略］	第5節～第15節［略］
第6章　管水路工事	第6章　管水路工事
第1節［略］	第1節［略］
第2節 一般事項	第2節 一般事項
7－2－1 適用すべき諸基準	7－2－1 適用すべき諸基準
適用すべき諸基準については、第１編３－２－１適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。	適用すべき諸基準については、第１編３－２－１適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。
(1)～(18) ［略］	(1)～(18) ［略］
(19)JDPA W 20（ALW形ダクタイル鋳鉄管接合要領書）	［新設］
(20)JIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)	(19)JIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
(21)JIS Z 3050(パイプライン溶接部の非破壊試験方法)	(20)JIS Z 3050(パイプライン溶接部の非破壊試験方法)
(22)JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線透過試験方法)	(21)JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線透過試験方法)
(23)JIS G 3443－1(水輸送用塗覆装鋼管－第1部:直管)	(22)JIS G 3443－1(水輸送用塗覆装鋼管－第1部:直管)
(24)JIS G 3443－2(水輸送用塗覆装鋼管－第2部:異形管)	(23)JIS G 3443－2(水輸送用塗覆装鋼管－第2部:異形管)
(25)JIS G 3443－3(水輸送用塗覆装鋼管－第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)	(24)JIS G 3443－3(水輸送用塗覆装鋼管－第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)
(26)JIS G 3443－4(水輸送用塗覆装鋼管－第4部:内面エポキシ樹脂塗装)	(25)JIS G 3443－4(水輸送用塗覆装鋼管－第4部:内面エポキシ樹脂塗装)

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

7－2－2　一般事項

1　［略］

2　布設接合

（1）～（8）　［略］

(9)受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、第１編 3-20-5 の 22 たて込み簡易土留の施工についての規定を遵守しなければならない。

(10）～（18）　［略］

3　［略］

第3節～第5節［略］

第6節　管体工

7－6－1～7－6－3［略］

7－6－4　鋼管布布設工

1　［略］

2　据付

（1）～（2）　［略］

（3）塗覆装

ア～イ　［略］

ウ　プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、表 7-6-3 を基本とする。

テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、ＷＳＰ　Ａ－102 による。

表 7-6-3 継手部外面塗装仕様

塗覆装使用	厚さ
現場溶接部：ジョイントコート 「長寿命形水道用ジョイントコート」 （ＷＳＰ 012)」	［削る］ 基　　材 ： 1.5 mm 以上 粘　着　材 ： 1.0 mm 以上

エ　基礎材が砕石の場合に接合部の塗覆装の保護を目的とし、ＷＳＰ　012　に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。

表 7-6-4 耐衝撃シートの仕様　［略］

3　［略］

7－6－5　鋼管布布設工　［略］

第7節～第18節［略］

第8章　［略］

第10章　フィルダム工事

第1節～第4節［略］

改正前（R７．10．１適用）

7－2－2　一般事項

1　［略］

2　布設接合

（1）～（8）　［略］

(9)受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則 74　条の２、労働安全衛生規則第 164　条２項及び３項、平成４年８月 24　日付け基発第 480　号及び平成４年 10 月１日付け基発第 542　号労働省労働基準局長通達、平成 14　年３月 29　日付基安発 0329003　号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。

(10）～（18）　［略］

3　［略］

第3節～第5節［略］

第6節　管体工

7－6－1～7－6－3［略］

7－6－4　鋼管布布設工

1　［略］

2　据付

（1）～（2）　［略］

（3）塗覆装

ア～イ　［略］

ウ　プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、ＷＳＰ　012 プラスチック系を基本とする。

テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、ＷＳＰ　Ａ－102 による。

表 7-6-3 継手部外面塗装仕様

塗覆装使用	厚さ
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 （ＷＳＰ 012)」	プラスチック系の場合 基　　材 ： 1.5 mm 以上 粘　着　材 ： 1.0 mm 以上

エ　基礎材が砕石の場合に接合部の塗覆装の保護を目的とし、ＪＷＷＡ　Ｋ　153　に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。

表 7-6-4 耐衝撃シートの仕様　［略］

3　［略］

7－6－5　鋼管布布設工　［略］

第7節～第18節［略］

第8章　［略］

第10章　フィルダム工事

第1節～第4節［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
第5節　原石採取工	第5節　原石採取工
10－5－1　原石山表土廃棄岩処理	10－5－1　原石山表土廃棄岩処理
原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－25 建設副産物の規定によるものとする。	原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－24 建設副産物の規定によるものとする。
10－5－2［略］	10－5－2［略］
第6節～第12 節［略］	第6節～第12 節［略］
第13 節 雑工事	第13 節 雑工事
10－13－1～10－13－4［略］	10－13－1～10－13－4［略］
10－13－5 建設発生土処理工	10－13－5 建設発生土処理工
建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－25 建設副産物及び第1編1－1－26特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。	建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－24 建設副産物及び第1編1－1－25特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。
第14 節［略］	第14 節［略］
第11章　コンクリートダム工事	第11章　コンクリートダム工事
第1節～第7節［略］	第1節～第7節［略］
第8 節 雑工事	第8 節 雑工事
11－8－1～11－8－4［略］	11－8－1～11－8－4［略］
11－8－5 建設発生土処理工	11－8－5 建設発生土処理工
建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－25 建設副産物及び第1編1－1－26特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。	建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－24 建設副産物及び第1編1－1－25特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。
11－8－6～11－8－7［略］	11－8－6～11－8－7［略］
第12章 PC橋工事	第12章 PC橋工事
第2節　一般事項	第2節　一般事項
12－2－1　適用すべき諸基準	12－2－1　適用すべき諸基準
適用すべき諸基準については、第1編3－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。	適用すべき諸基準については、第1編3－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。
［削る］	（1）道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅲコンクリート橋編）　（公社）日本道路協会
［削る］	（2）道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編　（公社）日本道路協会
［削る］	（3）道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）　（公社）日本道路協会
（1）道路橋支承便覧　（公社）日本道路協会	（4）道路橋支承便覧　（公社）日本道路協会
（2）プレストレストコンクリート工法設計施工指針　（公社）土木学会	（5）プレストレストコンクリート工法設計施工指針　（公社）土木学会
（3）コンクリート道路橋設計便覧　（公社）日本道路協会	（6）コンクリート道路橋設計便覧　（公社）日本道路協会
（4）コンクリート道路橋施工便覧　（公社）日本道路協会	（7）コンクリート道路橋施工便覧　（公社）日本道路協会
（5）道路照明施設設置基準・同解説　（公社）日本道路協会	（8）道路照明施設設置基準・同解説　（公社）日本道路協会
（6）プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）　建設省　土木研究所	（9）プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針　（公社）日本道路協会
［削る］	（10）道路橋の塩害対策指針（案）・同解説　（公社）日本道路協会
（7）道路橋伸縮装置便覧　（公社）日本道路協会	［新設］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
12－2－2　一般事項	12－2－2　一般事項
1［略］	1［略］
2　作業ヤード整備工	2　作業ヤード整備工
(1)［略］	(1)［略］
(2)受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に砕石を平坦に敷均さなければならない。	(2)受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、平坦に敷均さなければならない。
3［略］	3［略］
第3節　コンクリート橋架設工	第3節　コンクリート橋架設工
12－3－1　架設工	12－3－1　架設工
1～2［略］	1～2［略］
3　架設支保工(固定)	3　架設支保工(固定)
支保工及び支保工基礎の施工については、第１編　３－８－３支保の規定によるものとする。	支保工及び支保工基礎の施工については、次の規定によるものとする。 （１）受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。 （２）受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。
4［略］	4［略］
5　片持架設工	5　片持架設工
（１）～（３）　［略］	（１）～（３）　［略］
（４）支保工及び支保工基礎の施工については、第１編　３－８－３支保の規定によるものとする。	（４）支保工及び支保工基礎の施工については、次の規定によるものとする。 ア　受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。 イ　受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。
6　押出し架設工	6　押出し架設工
（１）～（３）　［略］	（１）～（３）　［略］
（４）受注者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	（４）受注者は、各滑り装置の高さについて、十分な管理を行わなければならない。
12－3－2　横組工	12－3－2　横組工
1［略］	1［略］
2　受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。	2　受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。
(1)［略］	(1)［略］
(2)受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう挿入しなければならない。	(2)PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう挿入作業をするものとする。
(3)シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。	(3)シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧力に耐えうる強度を有し、また継手箇所が少なくなるようにするものとする。
(4)PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければな	(4)PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めるものと

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
らない。 (5)PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 (6)定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護しなければならない。 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (1)プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7 倍以上であることを確認しなければならない。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 (2)プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。 (3)プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行わなければならない。 ア～イ［略］ (4)プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。 (5)緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。 (6)緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 (7)プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。。 (8)プレストレッシングの施工は、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 (9)プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難い場合は、設計図書に関して、監督員等と協議しなければならない。 (10)［略］ (11)PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1)受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア グラウトに用いるセメントはJIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督員等と協議しなければならない。 イ グラウトは、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。 ウ［略］ エ グラウトの材齢28 日における圧縮強度は、30.0N/mm2 以上とするものとする。	する。 (5)PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てるものとする。 (6)定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび、損傷を受けたりしないように保護するものとする。 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (1)プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7 倍以上であることを確認するものとする。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 (2)プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認するものとする。 (3)プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。 ア～イ［略］ (4)プレストレスの導入に先立ち、前項(3)の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出するものとする。 (5)緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。 (6)緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 (7)プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行うものとする。 (8)プレストレッシングの施工については、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 (9)プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これ以外の場合、監督員等と協議しなければならない。 (10)［略］ (11)PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めるものとする。 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1)受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア グラウトに用いるセメントはJIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督員等の承諾を得るものとする。 イ 混和剤は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。 ウ［略］ エ グラウトの材齢28 日における圧縮強度は、30.0N/mm2 以上を標準とする。

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
オ グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とする。	オ 体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JSCE-F535）に準じて求める値が－0.5～0.5%の範囲内であることを標準とする。
カ グラウトのブリーディング率は、24 時間後0.0%とするものとする。	カ グラウトのブリーディング率は、24 時間後0%とするものとする。
キ～ク［略］	キ～ク［略］
(2)受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。	(2)受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。
ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。	ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。
ア［略］	ア［略］
イ ブリーディング率及び体積変化率の試験	イ ブリーディング率及び体積変化率試験
ウ～エ［略］	ウ～エ［略］
(3)グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	(3)グラウトの施工にあたっては、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。
また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。	また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。
(4)グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	［新設］
(5)連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。	(4)連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。
(6)寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、＋5℃以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。	(5)寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように、行うものとする。
(7)暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	(6)暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしなければならない。
なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。	なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。
12－３－３　支承工	12－３－３　支承工
受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧の規定によらなければならない。
第4節 橋梁付属物工	第4節 橋梁付属物工
12－4－1 伸縮装置工	12－4－1 伸縮装置工
1 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督員等から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、事前に監督員等に報告しなければならない。
2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。	2 受注者は、伸縮装2 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によるものとする。
12－4－2～12－4－3［略］	12－4－2～12－4－3［略］
12－4－4 地覆工	12－4－4 地覆工
受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	受注者は、設計図書に基づいて地覆を施工しなければならない。
12－4－5～12－4－7［略］	12－4－5～12－4－7［略］
12－4－8 現場塗装工	12－4－8 現場塗装工

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
1～8［略］	1～8［略］
9 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表12-4-1 塗装禁止条件に示すとおりである。	9 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。［新設］
（1）［略］	（1）［略］
［削る。］	（2）低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については5℃以下、20℃以上、湿度については85％以上とする。
（2）降雨等で表面が濡れているとき。	（3）降雨等で表面が濡れているとき。
（3）風が強いとき、及び塵埃が多いとき。	（4）風が強いとき、及び塵埃が多いとき。
（4）塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	（5）塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
（5）炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	（6）炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
（6）その他監督員等が不適当と認めるとき。	（7）その他監督員等が不適当と認めるとき。
10［略］	10［略］
11 受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	11 受注者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。
12 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	12 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。
13 下塗り	13 下塗り
（1）受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。	（1）受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。
（2）～（4）［略］	（2）～（4）［略］
（5）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。	（5）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。
ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。	ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。
なお、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。	なお、防錆剤の使用について監督員等の承諾を得るもとする。
14～15［略］	14～15［略］
16 検査	16 検査
（1）受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員等から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に監督員等へ提出しなければならない。	（1）受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員等の請求があった場合は速やかに提示するとともに検査時に提出しなければならない。
（2）～（4）［略］	（2）～（4）［略］
（5）受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。	（5）受注者は、膜厚測定器として2点調整式電磁膜厚計を使用しなければならない。
（6）受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。	（6）受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。
ア 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上とするものとする。	ア 塗膜厚測定値（5点平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の90％以上とするものとする。
イ 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上とするものとする。	イ 塗膜厚測定値（5点平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の70％以上とするものとする。
ウ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％を超えないものと	ウ 塗膜厚測定値（5点平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20％を超えないもの

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

する。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。

エ　平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は最上層の塗料を塗増して、再検査しなければならない。

（7）［略］

12－５－３　グースアスファルト舗装工

１～４　［略］

５　受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧の規定による。

６　接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定による。

（１）　［略］

（２）接着剤の規格は表 12 - 5 - 1(1)及び 12－5－1(2)を満足するものでなければならない。

表 12-5-1(1)接着剤の規格（鋼床板用）

項　目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分（%）	50 以上	JIS K 6833-1,2
粘度（25℃）［Poise(pa・s)］	5（0.5）以下	JIS K 6833-1,2
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600
低温風曲試験（-10℃、3㎜）	合格	JIS K 5600
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5600
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5600

（注）基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表 12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用）

項　　目	アスファルト系（ゴム入り）溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		１次プライマー	２次プライマー	
指触乾燥時間（20℃）	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS　K　5600-1-1 JIS　K　5600-8-6
不揮発分（%）	20 以上	10 以上	25 以上	JIS　K　6833-1
作　業　性	塗り作業に支障のないこと			JIS　K　5600-1-1 JIS　K　5600-8-6

改正前（R７．10．１適用）

とする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。

エ　平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合には、さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。

（7）［略］

12－５－３　グースアスファルト舗装工

１～４　［略］

５　受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に当たり、舗装施工便覧の規定によらなければならない。

６　接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。

（１）　［略］

（２）接着剤の規格は表 12 - 5 - 1(1)及び 12－5－1(2)を満足するものでなければならない。

表 12-5-1(1)接着剤の規格（鋼床板用）

項　目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分（%）	50 以上	JIS K 6833-1,2
粘度（25℃）［Poise(pa・s)］	5（0.5）以下	JIS K 6833-1,2
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600
低温風曲試験（-10℃、3㎜）	合格	JIS K 5600
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664

（注）基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表 12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用）

項　　目	アスファルト系（ゴム入り）溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		１次プライマー	２次プライマー	
指触乾燥時間（20℃）	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS　K　5600-1-1 JIS　K　5600-8-6
不揮発分（%）	20 以上	10 以上	25 以上	JIS　K　6833-1
作　業　性	塗り作業に支障のないこと			JIS　K　5600-1-1 JIS　K　5600-8-6

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

耐　久　性	５日間で異常のないこと	JIS　K　5600-1-1 JIS　K　5600-8-6

（注）※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する。）

※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2 などを参考に実施する。

（３）受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、接着剤を、0.3～0.4 ﾘｯﾄﾙ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2 ﾘｯﾄﾙ/㎡の割合で一層目を塗布し、この層を約３時間乾燥させた後に、一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。

（４）～（５）　［略］

７　受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の規定による。

（１）受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

（２）　［略］

８　受注者は、グースアスファルトの示方配合は、次の規定による。

（１）骨材の標準粒度範囲は表 12-5-2 に適合するものとする。

表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲

ふ　る　い　目　の　開　き	通過質量百分率（%）
19.0 ㎜	100
13.2 ㎜	95～100
4.75 ㎜	65～85
2.36 ㎜	45～62
600 μｍ	35～50
300 μｍ	28～42
150 μｍ	25～34
75 μｍ	20～27

（２）標準アスファルト量の規格は表 12-5-3 に適合するものとする。

表 12-5-3 標準アスファルト量

	混合物全量に対する百分率（%）
アスファルト量	7 ～10

（３）受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に当たっては配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

９　受注者は、設計アスファルト量の決定については、次の規定による。

（１）示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。

表 12-5-4 アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの基準値

改正前（R７．10．１適用）

耐　久　性	５日間で異常のないこと	JIS　K　5600-1-1 JIS　K　5600-8-6

（注）※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する。）

※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2 などを参考に実施する。

（３）受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、接着剤を 0.3～0.4 ﾘｯﾄﾙ/m2 の割合でむらのないように一様に塗布しなければならない。一層目は 0.15～0.2 ﾘｯﾄﾙ/m2 を塗布し、この層を約３時間乾燥させた後、一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布しなければならない。

（４）～（５）　［略］

７　受注者は、夏期高温時に施工する場合、以下の規定によらなければならない。

（１）流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

（２）　［略］

８　受注者は、グースアスファルトの示方配合を、次の規定によるものとする。

（１）骨材の標準粒度範囲は表 12-5-2 に適合するものとする。

表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲

ふ　る　い　目　の　開　き	通過質量百分率
19.0 ㎜	100
13.2 ㎜	95～100
4.75 ㎜	65～85
2.36 ㎜	45～62
600 μｍ	35～50
300 μｍ	28～42
150 μｍ	25～34
75 μｍ	20～27

（２）アスファルトの標準混合量の規格は表 12-5-3 に適合するものとする。

表 12-5-3 アスファルトの標準混合量

	混合物全量に対する百分率（%）
アスファルト量	7 ～10

（３）グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に当たり、配合設計を行い、監督員の承諾を得るものとする。

９　受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。

（１）示方配合されたグースアスファルト混合物は表 12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。

表 12-5-4 グースアスファルトの基準値

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

項　　目	基　準　値
流動性試験、リュエル流動性（240℃）	3～20sec
貫入量試験、貫入量（40℃、52.5 kg/5cm^2、30 分）	表層１～４mm 基層 1～６mm
ﾎｲﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験、動的安定度（60℃、6.4 kg/ cm^2）	300 回/mm 以上
曲げ試験、被断ひずみ（-10℃、50mm/min）	8.0×10^{-3}以上

注）試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（(公社) 日本道路協会)」を参照する。

（２）グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

（３）受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。

（４）受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督員等の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

（５）　［略］

10　現場配合については、受注者は舗設に先立って本章 12－５－３グースアスファルト舗装工９（４）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。

ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。

11　受注者は、混合物の製造に当たっては、次の規定による。

（１）アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 12-5-5 を満足するものとする。

表 12-5-5 アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度

材　　料	加　熱　温　度
アスファルト	220℃以下
石　　粉	常温～150℃

（２）　［略］

12　敷均しの施工に当たっては、次の規定による。

（１）受注者は、グースアスファルトフィニッシャ又は人力により敷均ししなければならない。

（２）　［略］

（３）受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。

改正前（R７．10．１適用）

項　　目	基　準　値
流動性試験、リュエル流動性（240℃）	3～20sec
貫入量試験、貫入量（40℃、52.5 kg/5cm^2、30 分）	表層１～４mm 基層 1～６mm
ﾎｲﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験、動的安定度（60℃、6.4 kg/ cm^2）	300 回/mm 以上
曲げ試験、被断ひずみ（-10℃、50mm/min）	8.0×10^{-3}以上

注）試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（(公社) 日本道路協会)」を参照する。

（２）グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

（３）試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が決定しない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。

（４）配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備、保管し監督員の請求があった場合、直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。

（５）　［略］

10　現場配合については、舗設に先立って本章 12－５－３グースアスファルト舗装工９（４）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。

ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。

11　受注者は、混合物の製造に当たり、次の規定によらなければならない。

（１）グースアスファルトの標準加熱温度は表 12-5-5 を満足するものとする。

表 12-5-5 グースアスファルトの標準加熱温度

材　　料	加　熱　温　度
アスファルト	220℃以下
石　　粉	常温～150℃

（２）　［略］

12　受注者は、敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。

（１）グースアスファルトフィニッシャ又は人力により敷均ししなければならない。

（２）　［略］

（３）橋面が乾燥しているときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
（４）受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督員等が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。	（４）監督員等が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。
13　目地工の施工に当たっては、次の規定による。	13　受注者は、目地工の施工に当たり、次の規定によらなければならない。
（１）受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。	（１）横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。
（２）受注者は、雨水等の浸入を防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。	（２）雨水等の浸入を防止するために、成型目地材若しくは、注入目地材を用いなければならない。
（３）～（４）　［略］	（３）～（４）　［略］
（５）注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。	［新設］
（６）注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。	（５）注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。 なお、溶解は、間接加熱によらなければならない。
（７）受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。	（６）受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。 なお、プライマーの使用量は、目地内部に対して 0.3 ﾘｯﾄﾙ/㎡、構造物側面に対して 0.2 ﾘｯﾄﾙ／㎡、成型目地材面に対して 0.3 ﾘｯﾄﾙ/㎡とする。
（８）プライマーの使用量は、目地内部に対しては 0.3 ﾘｯﾄﾙ/㎡、構造物側面に対しては 0.2 ﾘｯﾄﾙ/㎡、成型目地材面に対しては 0.3 ﾘｯﾄﾙ/㎡とする。	［新設］
12－5－4［略］	12－5－4［略］
第6節［略］	第6節［略］
第13章　橋梁下部工事	第13章　橋梁下部工事
第1節　［略］	第1節　［略］
第2節　一般事項	第2節　一般事項
13－2－1　適用すべき諸基準	13－2－1　適用すべき諸基準
適用すべき諸基準については、第1編3－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。	適用すべき諸基準については、第1編3－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。
［削る］	(1)道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）　（公社）日本道路協会
(1)道路橋支承便覧　（公社）日本道路協会	(2)道路橋支承便覧　（公社）日本道路協会
(2)道路橋補修便覧　（公社）日本道路協会	(3)道路橋補修便覧　（公社）日本道路協会
(3)杭基礎設計便覧　（公社）日本道路協会	(4)杭基礎設計便覧　（公社）日本道路協会
(4)鋼管矢板基礎設計施工便覧　（公社）日本道路協会	(5)鋼管矢板基礎設計施工便覧　（公社）日本道路協会
13－2－2　一般事項	13－2－2　一般事項
1　輸送工	1　輸送工
受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。	受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員等に提出しなければならない。
2［略］	2［略］
第3節［略］	第3節［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
第4節 橋台工	第4節 橋台工
13－4－1～13－4－3［略］	13－4－1～13－4－3［略］
13－4－4 躯体工	13－4－4 躯体工
1～5［略］	1～5［略］
6　受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員等の承諾を得なければならない。	6　受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督員等の承諾を得るものとする。
7　受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。	7　受注者は、支承部の箱抜きの施工について、道路橋支承便覧の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督員等の承諾を得るものとする。
8　［略］	8　受注者は、海岸部での施工について、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。
9　受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。	9　受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督員等と協議しなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合は、この限りではない。
10～13［略］	10～13［略］
14　受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。なお、有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	14　受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。なお、有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。
第5節～第7節 ［略］	第5節～第7節 ［略］
第14章 頭首工工事	第14章 頭首工工事
第1節 ［略］	第1節 ［略］
第2節　一般事項	第2節　一般事項
14－2－1　適用すべき諸基準	14－2－1　適用すべき諸基準
適用すべき諸基準については、第1編3－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。	適用すべき諸基準については、第1編3－2－1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。
(1)土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」　農林水産省農村振興局	(1)土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」　農林水産省農村振興局
(2)河川砂防技術基準　国土交通省	(2)河川砂防技術基準　国土交通省
(3)道路橋支承便覧　(公社)　日本道路協会	(3)道路橋支承便覧　(公社)　日本道路協会
(4)仮締切堤設置基準（案）　国土交通省	［新設］
(5)プレストレストコンクリート工法設計施工指針　(公社)　土木学会	［新設］
14－2－2　一般事項	14－2－2　一般事項
1　受注者は、頭首工の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設計図書に基づき施工しなければならない。	1　受注者は、頭首工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、施工計画書に記載しなければならない。
2　輸送工	2　輸送工
受注者は、PC桁等の輸送に着手する前に輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	受注者は、PC桁等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員等に提出しなければならない。
14－2－3［略］	
第3節 ［略］	

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
第4節　可動堰本体工	第4節　可動堰本体工
14－4－1～14－4－6［略］	14－4－1～14－4－6［略］
14－4－7　床版（堰体）工	14－4－7　床版（堰体）工
1　受注者は、床版工の施工に当たっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	1　受注者は、床版工の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2　受注者は、コンクリート打設に当たっては、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。	2　受注者は、コンクリート打設に当たり、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。
3　受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。 その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員等と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。	3　受注者は、鋼構造物を埋設する場合、本体コンクリートと同時施工しなければならない。 その場合、鋼構造物がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、監督員等と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。
4　受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、締固めをしなければならない。	4　受注者は、鋼構造物を埋設する場合について、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、締固めなければならない。
5　埋設される鋼構造物が関連工事で施工される場合については、第1編　1－1－17　受注者相互の協力の規定によるものとする。	5　埋設される鋼構造物が関連工事で施工される場合、施工範囲は設計図書に示すとおりとするが、相互に協力しなければならない。
14－4－8　堰柱工	14－4－8　堰柱工
1［略］	1［略］
2　受注者は、コンクリート打設に当たっては、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。	2　受注者は、コンクリート打設に当たり、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。
3　埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては、第2編14－4－7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。	3　堰柱に鋼構造物を埋設する場合、第2編14－4－7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。
14－4－9　門柱工	14－4－9　門柱工
埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては、第2編14－4－7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。	門柱に鋼構造物を埋設する場合、第2編14－4－7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。
14－4－10　ゲート操作台工	14－4－10　ゲート操作台工
1　受注者は、コンクリート打設に当たっては、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。	1　受注者は、コンクリート打設に当たり、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。
2　受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い補強しなければならない。	2　受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い補強筋を設置しなければならない。
14－4－11　水叩（エプロン）工	14－4－11　水叩（エプロン）工
1　受注者は、水叩工の施工に当たっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。	1　受注者は、水叩工の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2　受注者は、コンクリート打設に当たっては、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。	2　受注者は、コンクリート打設に当たり、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。
14－4－12～14－4－13［略］	14－4－12～14－4－13［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
14－4－14　取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。 第5節　固定堰本体工 14－5－1～14－5－6［略］ 14－5－7　堰体工 1　受注者は、、床版部の施工に当たっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2　仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3－7－12 継目の規定によるものとする。 14－5－8～14－5－9［略］ 第6節［略］ 第7節　魚道工 14－7－1［略］ 14－7－2　魚道本体工 受注者は、床版部の施工に当たっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 第8節［略］ 第8節　管理橋上部工 14－9－1　一般事項 1　本節は、管理橋上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションT(I)桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、架設支保工、床版、横組工、支承工について定めるものである。 2～3［略］ 4　受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。 14－9－2　プレテンション桁の購入 1　受注者は、プレテンション桁を購入する場合はJISマーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。 2　受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1)PC鋼材についた油、土、ごみ等のコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたの。 (2)プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が 30N/㎜２ 以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	14－4－14　取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期について、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。 第5節　固定堰本体工 14－5－1～14－5－6［略］ 14－5－7　堰体工 1　受注者は、堰体の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2　受注者は、仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3－7－12 継目の規定によるものとする。 14－5－8～14－5－9［略］ 第6節［略］ 第7節　魚道工 14－7－1［略］ 14－7－2　魚道本体工 受注者は、床版部の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 第8節［略］ 第8節　管理橋上部工 14－9－1　一般事項 1　本節は、管理橋上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションT(I)桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、架設支保工、床版、横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種について定めるものである。 2～3［略］ 4　受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1(一般用メートルねじ－第1部：基本山形)、JIS B 0205-2(一般用メートルねじ－第2部：全体系)、JIS B 0205-3(一般用メートルねじ－第3部：ねじ部品用に選択したサイズ)、JIS B 0205-4(一般用メートルねじ－第4部：基本寸法)に適合する転造ねじを使用しなければならない。 14－9－2　プレテンション桁の購入 1　受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証製品を製造している工場)において製作したものを用いなければならない。 2　受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1)PC鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。 (2)プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/㎜２ 以上であることを確認し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた供試体を用いて行うものとする。

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
(3)コンクリートの施工について、次の規定により製作されたもの。	(3)コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。
ア　振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。	ア　振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作する。
イ　蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15 ℃以下とし、養生中の温度は65 ℃以下として製作するものとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。	イ　蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない。 なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15 ℃以下とし、養生中の温度は65 ℃以下として製作するものとする。
(4)プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるように製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。	(4)プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。
3　受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。	3　受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。
(1)［略］	(1)［略］
(2)コンクリート打設年月日	(2)コンクリート打設月日
(3)［略］	(3)［略］
14－9－3　ポストテンションT(I)桁製作工	14－9－3　ポストテンションT(I)桁製作工
1　受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。	1　受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。
(1)受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない	(1)主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない
(2)受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しに当たっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。	(2)桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しは、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に実施するものとする。
(3)受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。	(3)受注者は内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。
(4)受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。	(4)受注者は桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。
(5)［略］	(5)［略］
2　PCケーブルの施工については、次の規定によるものとする。	2　受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。
(1)［略］	(1)［略］
(2)受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。	(2)PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入作業をするものとする。
(3)シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。	(3)シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧力に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする。
(4)PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。	(4)PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めるものとする。
(5)PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。	(5)PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てるものとする。
(6)定着具及び接続具の使用については、第2編　14－9－1一般事項3の規定によるものとする。	(6)定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
(7)定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷を受けたりしないように保護しなければならない。なお、ねじは、第２編　14－９－１一般事項４の規定によるものとする。	(7)定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、JIS　B　0205（一般メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
3～4［略］	3～4［略］
5　受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。	5　受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、横倒れ防止処置を行わなければならない。
6　受注者は、主桁製作設備の施工については、次の規定によるものとする。	6　受注者は、主桁製作設備の施工について、次の規定によらなければならない。
(1)～(2)［略］	(1)～(2)［略］
14－9－4［略］	14－9－4［略］
14－9－5　プレキャストブロック桁組立工	14－9－5　プレキャストブロック桁組立工
1　［略］	1　［略］
2　ブロック組立ての施工については、次の規定によるものとする。	2　受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。
(1)プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後６ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・規準編（(公社)土木学会）における、JSCE－H 101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	(1)プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後６ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）における、JSCE－H 101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
(2)プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを取り除かなければならない。	(2)プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを取り除くものとする。
(3)プレキャストブロックの連結に当たっては、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	(3)プレキャストブロックの連結に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。
(4)プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	(4)プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。
3　PCケーブル及びPC緊張の施工については、本章 14－9－3ポストテンションT(I)桁製作工2及び3の規定によるものとする。	3　受注者は、PCケーブル及びPC緊張の施工について、本章 14－9－3ポストテンションT(I)桁製作工2及び3の規定によるものとする。
4　グラウトの施工については、次の規定によるものとする。	4　受注者は、グラウトの施工について、次の規定によらなければならない。
(1)接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。	(1)接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行うものとする。
(2)［略］	(2)［略］
14－9－6　PCホロースラブ製作工	14－9－6　PCホロースラブ製作工
1　受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	1　受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止処置を講じなければならない。
2～4［略］	2～4［略］
5　受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、プレストレストコンクリート工法設計施工指針((公社)土木学会)の規定により施工しなければならない。	5　受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合、プレストレストコンクリート工法設計施工指針((公社)土木学会)により施工しなければならない。

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
6 ［略］	6 ［略］
14－9－7　PC箱桁製作工	14－9－7　PC箱桁製作工
1　移動型枠の施工については、本章 14－9－6PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。	1　受注者は、移動型枠の施工について、本章 14－9－6PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。
2　コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工については、本章 14－9－3　ポストテンションT(I)桁製作工1から3の規定によるものとする。	2　受注者は、コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工について、本章 14－9－3　ポストテンションT(I)桁製作工1から3の規定によるものとする。
3　PC固定、PC継手の施工については、本章 14－9－6PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。	3　受注者は、PC固定、PC継手の施工については、本章 14－9－6PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。
4　横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工については、本章 14－9－3ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。	4　受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工について、本章 14－9－3ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。
14－9－8　クレーン架設工	14－9－8　クレーン架設工
プレキャスト桁の架設については、第2編　12－3－1架設工1の規定によるものとする。	受注者は、プレキャスト桁の架設について、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。
14－9－9　架設桁架設工	14－9－9　架設桁架設工
架設桁架設については第2編　12－3－1架設工2の規定によるものとする。	1　受注者は、既架設桁を使用して、プレキャスト桁を架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。
	2　受注者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。
	3　プレキャスト桁の架設については、本章 14－9－8クレーン架設工の規定によるものとする。
14－9－10　架設支保工(固定)	14－9－10　架設支保工(固定)
支保工及び支保工基礎の施工については、第1編3－8－3型枠及び支保の規定によるものとする。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。
14－9－11 ［略］	14－9－11 ［略］
14－9－12 支承工	14－9－12 支承工
支承工の施工については、第2編　12－3－3支承工の規定によるものとする。	受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧((公社)日本道路協会)の規定によらなければならない。
第15章 機場下部工事	第15章 機場下部工事
第1節 ［略］	第1節 ［略］
第2節　一般事項	第2節　一般事項
15－2－1 ［略］	15－2－1 ［略］
15－2－2　一般事項	15－2－2　一般事項
1～5 ［略］	1～5 ［略］
6　輸送工	6　輸送工
受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。	受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員等に提出しなければならない。
第3節 ［略］	第3節 ［略］
第4節　機場本体工	第4節　機場本体工
15－4－1　作業土工	15－4－1　作業土工
1 ［略］	1 ［略］
2　受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。	2　受注者は、地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合、その処理について監督員等と協議しなければならない。
15－4－2～15－4－6 ［略］	15－4－2～15－4－6 ［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
第5節 ［略］	第5節 ［略］
第16章 機場下部工事	第16章 機場下部工事
第1節 ［略］	第1節 ［略］
第2節 一般事項	第2節 一般事項
16－2－1 適用すべき諸基準	16－2－1 適用すべき諸基準
適用すべき諸基準については、第１編３－２－１適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。	適用すべき諸基準については、第１編３－２－１適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認を求めなければならない。
（１）土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」　農林水産省農村振興局	（１）土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」　農林水産省農村振興局
（２）ＰＣフレーム工法設計・施工の手引き　ＰＣフレーム協会	（２）ＰＣフレームアンカー工法設計・施工の手引き　ＰＣフレーム協会
（３）新版地すべり鋼管杭設計要領　（一社）斜面防災対策技術協会	（３）新版地すべり鋼管杭設計要領　（一社）斜面防災対策技術協会
（４）地すべり対策技術設計実施要領　（一社）斜面防災対策技術協会	（４）地すべり対策技術設計実施要領　（一社）斜面防災対策技術協会
（５）新・斜面崩壊防止工事の設計と実例　（一社）全国治水砂防協会	［新設］
16－2－2 一般事項	16－2－2 一般事項
1 ［略］	1 ［略］
2 受注者は、集水井の施工に当たっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに監督員等に報告しなければならない。	2 受注者は、集水井の施工に当たり、常に移動計測等により地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、定期的かつ必要がある場合に監督員等に報告しなければならない。
3 輸送工	3 輸送工
受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。	受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員等に提出しなければならない。
第3節～第5節 ［略］	第3節～第5節 ［略］
第6節 水抜きボーリング工	第6節 水抜きボーリング工
16－6－1 水抜きボーリング工	16－6－1 水抜きボーリング工
1～2 ［略］	1～2 ［略］
3 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管とするものとする。	3 受注者は、保孔管を削孔全長に挿入するものとする。 なお、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管を使用するものとし、保孔管のストレーナー加工は、設計図書によるものとする。
4 保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。	
5 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	4 受注者は、各箇所の削孔完了後、削孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した表示板を立てなければならない。
16－6－2［略］	16－6－2［略］
第7節 集水井設置工	第7節 集水井設置工
16－7－1［略］	16－7－1［略］
16－7－2 集水井工	16－7－2 集水井工
1 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督員等に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。	1 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合、速やかに監督員等に報告し指示を受けるものとする。
2 受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地状況により設計図書に定めた設置位置及	2 受注者は、集水井の施工について、現地状況により設計図書に示す設置位置及び深度とするこ

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
び深度に支障がある場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。	とが困難な場合、監督員等と協議しなければならない。
16－7－3～16－7－4［略］	16－7－3～16－7－4［略］
第8節　抑止杭工	第8節　抑止杭工
16－8－1［略］	16－8－1［略］
16－8－2　抑止杭工	16－8－2　抑止杭工
1　［略］	1　［略］
2　受注者は、杭建込みのための削孔に当たっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。	2　受注者は、杭建込みのための削孔に当たり、地形図、土質柱状図等を把握し、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。
3　受注者は、杭建込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。	3　受注者は、杭建込みのための削孔作業において、排出土及び削孔時間等から地質の状況、基岩または固定地盤面の深度を記録しながら施工しなければならない。
4　既製杭による施工	4　既製杭による施工
（1）～（2）［略］	（1）～（2）［略］
（3）受注者は、杭の建込みに当たっては、各削孔完了後に直ちに挿入しなければならない。	（3）受注者は、削孔完了後、直ちに杭を建込まなければならない。
（4）受注者は、既製杭の施工に当たっては、掘進用刃先、拡孔錘等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるように配慮しておかなければならない。	（4）受注者は、既製杭の施工に当たり、地質の変化等に即応できるよう掘進用刃先、拡孔錘等の種類等に配慮しておかなければならない。
5　［略］	5　［略］
6　シャフト工（深礎工）による施工	6　シャフト工（深礎工）による施工
（1）受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行い、コンクリートはライナープレートと隙間なく打設しなければならない。	（1）受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合、事前掘削を行い、コンクリートをライナープレートと隙間なく打設しなければならない。
（2）受注者は、深礎掘削を行うに当たり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行うものとする。	（2）受注者は、深礎掘削を行うに当たり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行うものとする。
（3）受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないよう組立てなければならない。 なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。	（3）受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工（ライナープレート）を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、監督員等と協議しなければならない。 なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うものとする。
（4）［略］	（4）［略］
（5）受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員等の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員等へ提出しなければならない。	（5）受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備、保管し、監督員等の請求があった場合、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
（6）［略］	（6）［略］
（7）受注者は、軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得なければならない。	（7）受注者は、鉄筋の継手を重ね継手とする。これにより難い場合は、監督員等の承諾を得るものとする。
（8）受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。	（8）受注者は、鉄筋の組立てに当たり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものしなければならない。また、山留め材を取り外す場合、あらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分に配慮しておかなければならない。
（9）受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければな	（9）受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければ

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．10．１適用）
らない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員等の承諾を得なければならない。	ならない。
（10）裏込材注入圧力は、低圧（0.1N／㎟ 程度）とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督員等の承諾を得なければならない。	（10）裏込注入（グラウト）圧力は、低圧（0.1N／㎟ 程度）とするが、これにより難い場合は、事前に監督員等の承諾を得るものとする。
（11）受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整備保管し、監督員等の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員等へ提出しなければならない。	（11）受注者は、グラウトの注入方法について、施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整備保管し、監督員等の請求があった場合に、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
（12）受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。	（12）受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合、監督員等と協議しなければならない。
（13）～（14）［略］	（13）～（14）［略］
第9節 ［略］	第9節 ［略］
第10節　暗渠工	第10節　暗渠工
16－10－１ ［略］	16－10－１ ［略］
16－10－２ 暗渠工	16－10－２ 暗渠工
受注者は、地下水排除のため暗渠の施工に当たっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	受注者は、地下水排除のため暗渠の施工に当たり、基礎を固めた後、吸水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。吸水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。
第11節～第15節 ［略］	第11節～第15節 ［略］
第17章～第18章 ［略］	第17章～第18章 ［略］
第20章	第20章
第1節～第3節 ［略］	第1節～第3節 ［略］
第4節　推進工	第4節　推進工
20－4－1～20－4－２［略］	20－4－1～20－4－２［略］
20－4－３ 推進作業(密閉型:泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進法)	20－4－３ 推進作業(密閉型:泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進法)
1～8 ［略］	1～8 ［略］
９　受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第１編１－１－25 建設副産物の規定によるものとする。	９　受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第１編１－１－23 建設副産物の規定によるものとする。
10～12 ［略］	10～12 ［略］
20－4－4～20－4－６［略］	20－4－4～20－4－６［略］
第5節　仮設工	第5節　仮設工
20－5－1～20－5－２［略］	20－5－1～20－5－２［略］
20－5－３ 泥水処理設備工	20－5－３ 泥水処理設備工
泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第１編１－１－25 建設副産物及び第１編３－21－２事業損失防止費の規定により処理するものとする。	泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第１編１－１－24 建設副産物及び第１編３－21－２事業損失防止費の規定により処理するものとする。
なお、これにより難い場合については、監督員等と協議するものとする。	なお、これにより難い場合については、監督員等と協議するものとする。
20－5－4～20－5－６［略］	20－5－4～20－5－６［略］

土木工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（Ｒ８．１０．１適用）	改正前（Ｒ７．10．１適用）
第21章～第22章 ［略］	第21章～第22章 ［略］